補装具費支給に係る個人情報閲覧に関する同意書

（宛先）安曇野市長

年　　　月　　日付けの（補装具名）　　　　　　　　　　　　の購入・修理・借受

けに係る補装具費支給申請に際し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第76条に規定する補装具費の支給の可否を審査するため、支援法第12条の規定により、以下の情報を保有している者に対し、安曇野市が情報を照会することに同意します。

（１）申請者、対象者及び世帯員

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第２の108の項及び109の項に掲げる次の情報

・地方税関係情報　　・住民票関係情報　　・生活保護関係情報

・中国残留邦人等支援給付等関係情報

（２）対象者

番号法別表第２の108の項及び109の項に掲げる次の情報

　・障害者自立支援給付関係情報　・障害児入所支援に関する情報

・支援法第７条に規定する他の法令により行われる給付等の支給に関する情報

　　・身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

　住所

　申請者

申請者の配偶者

　対象者

世帯員

※申請者とは別世帯に属する対象者の配偶者もしくは対象者（18歳未満の児童）の保護者については、欄外に住所及び生年月日も記載してください。